

3 月 5 日 (第 1 号)

平成24年第1回豊能町議会定例会会議録目次

平成24年3月5日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
町長の施政方針について	5

（議案提案説明）

第1号議案	豊能町債権管理に関する条例制定の件	1 1
第2号議案	豊能町水道事業に係る布設工事監督者の配置 の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管 理者の資格の基準に関する条例制定の件	1 2
第3号議案	豊能町事務分掌条例等改正の件	1 2
第4号議案	豊能町印鑑条例改正の件	1 3
第5号議案	豊能町税条例改正の件	1 3
第6号議案	豊能町立認定こども園条例改正の件	1 4
第7号議案	豊能町介護保険条例改正の件	1 4
第8号議案	豊能町営住宅管理条例改正の件	1 5
第9号議案	豊能町下水道条例改正の件	1 6
第10号議案	豊能町火災予防条例改正の件	1 6
第11号議案	豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等 に関する条例改正の件	1 7
第12号議案	豊能町立公民館条例及び豊能町立図書館設置 条例改正の件	1 7
第13号議案	豊能町立スポーツ広場条例改正の件	1 8
第14号議案	豊能町水道事業の設置等に関する条例改正の	

	件……………	1 8
第 1 5 号議案	平成 2 3 年度豊能町一般会計補正予算の件……………	1 8
第 1 6 号議案	平成 2 3 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	2 0
第 1 7 号議案	平成 2 3 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	2 0
第 1 8 号議案	平成 2 4 年度豊能町一般会計予算の件……………	2 1
第 1 9 号議案	平成 2 4 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件……………	2 3
第 2 0 号議案	平成 2 4 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件……………	2 4
第 2 1 号議案	平成 2 4 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件……………	2 5
第 2 2 号議案	平成 2 4 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件……………	2 6
第 2 3 号議案	平成 2 4 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件……………	2 7
第 2 4 号議案	平成 2 4 年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件……………	2 9
第 2 5 号議案	平成 2 4 年度豊能町水道事業会計予算の件……………	2 9
	議会活性化特別委員会の報告について……………	3 0
	散 会 の 宣 告 ……………	3 1

平成24年第1回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成24年3月5日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番	橋本 謙司	2 番	井川 佳子
3 番	高橋 充徳	4 番	岩城 重義
5 番	小寺 正人	6 番	山下 忠志
7 番	永並 啓	8 番	竹谷 勝
9 番	福岡 邦彬	10 番	秋元美智子
11 番	平井 政義	12 番	高尾 靖子
13 番	西岡 義克	14 番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	池田 勇夫	副 町 長	室木 伸治
副 町 長	田中 守	教 育 長	小川 照夫
総 務 部 長	乾 晃夫	生活福祉部長	上林 勲
建設環境部長	川上 和博	上下水道部長	高 秀雄
教 育 次 長	桑田 良彦	消 防 長	西本 好美
会 計 管 理 者	上西 悦子		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大西 俊秀	書 記	杉田 庄司
書 記	高橋 欣也		

議事日程

平成24年3月5日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の施政方針について
- 日程第 4 第 1 号議案 豊能町債権管理に関する条例制定の件
- 日程第 5 第 2 号議案 豊能町水道事業に係る布設工事監督者の配置の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準に関する条例制定の件
- 日程第 6 第 3 号議案 豊能町事務分掌条例等改正の件
- 日程第 7 第 4 号議案 豊能町印鑑条例改正の件
- 日程第 8 第 5 号議案 豊能町税条例改正の件
- 日程第 9 第 6 号議案 豊能町立認定こども園条例改正の件
- 日程第 10 第 7 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 日程第 11 第 8 号議案 豊能町営住宅管理条例改正の件
- 日程第 12 第 9 号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 日程第 13 第 10 号議案 豊能町火災予防条例改正の件
- 日程第 14 第 11 号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件
- 日程第 15 第 12 号議案 豊能町立公民館条例及び豊能町立図書館設置条例改正の件
- 日程第 16 第 13 号議案 豊能町立スポーツ広場条例改正の件
- 日程第 17 第 14 号議案 豊能町水道事業の設置等に関する条例改正の件
- 日程第 18 第 15 号議案 平成23年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第 19 第 16 号議案 平成23年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 日程第 20 第 17 号議案 平成23年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 日程第 21 第 18 号議案 平成24年度豊能町一般会計予算の件
- 日程第 22 第 19 号議案 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事

業勘定予算の件

- 日程第 2 3 第 2 0 号議案 平成 2 4 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 日程第 2 4 第 2 1 号議案 平成 2 4 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第 2 5 第 2 2 号議案 平成 2 4 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 日程第 2 6 第 2 3 号議案 平成 2 4 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
- 日程第 2 7 第 2 4 号議案 平成 2 4 年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件
- 日程第 2 8 第 2 5 号議案 平成 2 4 年度豊能町水道事業会計予算の件
- 日程第 2 9 議会活性化特別委員会の報告について

開会 午前9時37分

○議長（福岡邦彬君）

皆さん、おはようございます。

議員各位には御多忙にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま、大阪府町村議長会から、平井政義議員、高尾靖子議員、西岡義克議員、竹谷勝議員に表彰の伝達をさせていただきました。受章者各位におかれましては、長年にわたり議会活動を通じ地方自治の振興・発展に顕著な御功績があった方々でございます。ここに改めて深く敬意を表しますとともに、心からお祝い申し上げます。まことにおめでとうございます。今後、さらなる御活躍を御期待申し上げ、この件は終わらせていただきます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第1回豊能町議会定例会を開会いたします。

ここで、黙禱の儀をささげたいと思います。平成23年度も残すところあと1カ月ほどになりました。日本海側を中心とした記録的な豪雪により、日常生活にも深刻な影響が及んでいると聞いております。

また、昨年3月の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、多くの方々がこの厳しい寒さの中で避難生活を余儀なくされております。

また9月に紀伊半島では台風12号、同15号による、想像もできない深層崩壊が発生しました。いずれも未曾有の大災害であり、ここに被害に遭われたすべての方々にお見舞いを申し上げるとともに、犠牲者の方々の御冥福をお祈り申し上げ、黙禱をささげたいと思いますので、よろしく願いいたします。

皆様、御起立お願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

○議長（福岡邦彬君）

ありがとうございました。

定例会に当たりまして、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

池田勇夫町長。

○町長（池田勇夫君）

皆さん、おはようございます。

平成24年第1回豊能町議会定例会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

すっかり雨も降り続きまして、春めいてまいったかなという季節になってまいりました。

議員の皆さんにおかれましては公私何かとお忙しい中、全員御出席をいただき、まことにありがとうございます。心からお礼を申し上げたいと思います。

先ほどから表彰いただきました4名の皆さん、長きにわたり町政発展のために御尽力をいただきましたことに対しまして心から厚くお礼を申し上げ、お祝いの言葉にかえさせていただきたい、このように思います。

先ほど議長からもございましたとおり、東日本の大震災、あるいはことしの豪雪、あるいは台風12号の犠牲者の皆さん、それぞれ大変な1年ではなかったかなというふうに思っております。しかしながら、我々一生懸命に何とかしてあげたいと思う心はございますけれども、なかなか皆さんのお力になることができないというのが現状ではないかというふうに思っております。

私も就任をさせていただいてから今日まで、財政再建そして職員の意識改革、町民との協働のまちづくり、ほかいろいろと携わってまいりましたけれども、なかなか見えたものになってこないというのが現状で

ございます。

本年におきましても、町政運営方針につきまして、これから報告をさせていただくわけでございますけれども、厳しい財政状況の中で町民の皆さんに納得のいくような行政が、推進が図れてないということでございますけれども、やはり痛み分けを皆さんとともにしていただかなくてはならないというふうに私は思っております。

今回、提案させていただいております提出予算、議案につきましては、条例制定2件、条例改正12件、補正予算3件、当初予算8件、合計25件でございます。どうか皆さん方におかれましては、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますけれども開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。

○議長（福岡邦彬君）

ありがとうございました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会並びに町広報担当課より、今会期中における写真撮影の申し出があります。

申し出どおり写真撮影を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって、それぞれ、今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番・高尾靖子議員及び13番・西岡義克議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月23日までの19日間と決定いたしました。

日程第3「町長の施政方針について」を議題といたします。

平成24年度当初予算提出に対して、町長の町政運営方針演説がございます。

池田勇夫町長。

○町長（池田勇夫君）

それでは、平成24年第1回定例会に当たりまして町政運営方針を朗読させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

第1回豊能町議会定例会の開会にあたり、平成24年度の当初予算案をはじめ、諸議案の審議をお願いするにあたり、町政運営についての私の所信の一端を申し述べ、議員並びに住民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は東日本大震災や台風12号により多くの方々が犠牲になられ、大変つらく悲しい1年となりました。痛恨の極みであり、改めて心から哀悼の意を表すところであります。災害はいつ起こるか分かりません。私といたしましても、皆様に安心して暮らしていただけるよう、今後とも災害に強いまちづくりを進めてまいります。

昨年秋、松井大阪府知事、橋下大阪市長が誕生し、大阪府と大阪市がタッグを組んで大阪都構想実現へ邁進されており、既存政党もその動きを無視できない状況となっ

ています。今後どの様に進んでいくのかは予測できませんが、動向を注視し適切に対応してまいります。

わが国の景気は、東日本大震災などの影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しているようですが、先行きについては、電力供給の制約や原子力災害の影響、欧州の政府債務危機などを背景とした為替・株価の変動等によって、我が国の景気が低迷するリスクがあります。さらには、デフレの影響や雇用情勢の悪化も懸念されています。

本町の財政状況は、高齢化や人口の減少により町税が減少し、各種交付金等についても経済情勢の悪化により減収となっておりますが、普通交付税の増額により何とか歳入を賄っている状況であります。財政再建計画に基づき職員給与などの人件費カットや事務事業の見直しを行なったことにより、平成22年度決算では経常収支比率が87%と改善されてはいるものの、自主財源の大半を占める町税が毎年大幅に減少し続けており、依然として普通交付税などへの依存率が高く、国の動向によって左右される不安定な財政運営となっております。

歳出においては、消防本部庁舎の立替え、ダイオキシン対策、光風台大橋耐震補強工事などに今後も多額の財政負担が生ずる見込みであり、財政状況は極めて厳しくなると考えています。このため、財政再建計画を着実に実行するとともに、限りある財源をより一層効果的に事業展開できる行財政運営に努めてまいります。

このような厳しい財政状況であることから、新年度予算は、「本町の財政は引き続き非常に厳しい状況にある。」ことを改めて認識し、財政再建計画の取組成果を予算に反映させるとともに、経常経費の更なる削減を進め、限りある財源で第4次総合計

画に掲げる町の将来像「人とみどりが輝くまち とよの」を実現するためにも、事務事業を精査し、選択と集中による予算編成を行ったところであります。

今回、議会に提案いたします平成24年度当初予算案の総額は、一般会計58億4,000万円、特別会計53億804万9,000円、水道事業会計8億6,419万5,000円、合計120億1,224万4,000円であります。

それでは、平成24年度当初予算案の概要を、第4次総合計画に掲げるまちづくり6項目に基づき、順次ご説明申し上げます。

第1項目、「住民と行政との信頼・協働によるまちづくり」について。

町政情報の提供につきましては、広報紙やホームページで、住民生活にかかわる様々な情報をはじめ、町の施策や予算・決算などについて積極的に情報を発信するとともに、ホームページの活用により町外にまちの魅力をアピールし、本町に興味を持ってもらえるよう努めてまいります。

NPO（民間非営利団体）やボランティア団体の活動や運営における悩みや疑問点を解消できるよう、団体向け講師派遣事業や情報提供などを行なってまいりますとともに、NPO団体全体の交流を図る場として連絡会議を持ち、団体同士の情報交換を行なってまいります。また、昨年より大阪府からNPO法人の設立認証等の事務の権限移譲を受けており、町として団体の運営などが適切に行われますよう指導・助言に努めてまいります。

協働のまちづくりを進めていくために、高齢者の皆さまの長年培われた経験や知恵を活かすべく、新たに高齢者協働セミナーを開催いたします。セミナーにおいては、新たな知識や技術を得る機会を設けるだけでなく、町が抱える固有の問題や課題を

皆さんと共有し、行政や地域が何をしてくれるのかではなく、自らが地域や人に何が出来るのかを学んで実践していただきます。つまり、協働の根幹というのは、自らが人に対して何が出来るのかが大切であると考えています。

平成22年度から取り組んでいる財政再建計画につきましては、これまでの効果を検証した上、適宜見直すとともに、健全かつ安定的な財政運営を行うため、着実に実行してまいります。

町所有の遊休地につきましては、引き続き適切に管理するとともに、有効な活用方法を検討してまいります。また、歳入確保のため、売却できる土地は順次売却いたします。

また、財政再建計画に基づき、豊悠プラザと保健センターを平成25年4月に機能統合することとし、保健センターと旧吉川幼稚園を保健・福祉の拠点として整備し、保健、福祉、生きがいなどのサービスを提供します。これにより様々な住民活動を通して多世代の交流が生まれることから、住民が健康で、安心して、豊かに暮らせるまちづくりの推進を図ってまいります。また、豊悠プラザにつきましては、今後急増する高齢者のために、民間活力を導入して、介護や障害福祉の充実に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、本年4月より豊能地区3市2町は、大阪府より公立小中学校における教職員人事権の移譲を受けるのに伴い、3市2町で「大阪府豊能地区教職員人事協議会」を設置いたします。また同じく豊能地区3市2町における図書館の広域相互利用については、連携を図ることにより、住民の利便性向上を目指してまいります。

第2項目、「地域で育て、地域で育つ、人を大切にするまちづくり」について。

教育・子育てのまちづくり施策として、子育て世代が安心して子育てができるよう、引き続き入院医療費の一部助成を小学6年生までを対象として、医療費負担の軽減を図ると共に、保育所・幼稚園の第2子以降の保育料の無償化を継続することにより保護者の負担軽減を図り、就学前児童をもつ家庭の転入を促してまいります。

豊能地区3市2町の教職員人事権の移譲については、全国で初めての試みであり、本町はじめ豊能地区の学校教育の更なる充実・向上を目指し、人材の確保に努めてまいります。また、府教育センターで実施していた研修を豊能地区3市2町及びそれぞれで実施する必要があることから、本町の教職員に対して、町の課題に応じた教育力向上などの研修を実施し、学校教育の充実を図ってまいります。

また、親、祖父母との対話の減少や、学齢が進むにつれ読書量が減少している状況を改善するため、学校の教育力を活かした家庭読書の推進を図る取り組みとして、「リレーうちどく」を保育所・幼稚園・小・中学校で実施します。本をリレーしながらの家庭読書を通じて読書量を増やすことにより、学力向上を図るとともに、学校と保護者、子どもの繋がりを深めてまいります。

大阪府が補助事業として取り組んでいる中学校給食導入にあたって、昨年7月にアンケート調査を行った結果、保護者においては、給食の実施要望が非常に高いことから、町としましては、子どもの健康増進・体位の向上を図る観点から、栄養面のバランス及び食の安全を考えながら、給食を実施する準備を進めてまいります。

青少年の育成につきましては、学校・地域・団体と連携し、青少年に社会や地域の一員であることを理解させることにより、

郷土への愛着が育まれるよう、成長段階に応じた多様な体験の場を提供し、豊かな心と身体を持つ人間としての成長に寄与する施策を実施してまいります。

生涯学習につきましては、引き続き、西公民館を生涯学習施設の拠点とし、施設の効率的な管理・運営を行ってまいります。自主事業については、各施設の機能が活かされるように努め、住民ニーズの把握や社会動向などを見据え総合的に展開し、生涯学習の推進に努めてまいります。ユーベルホールにつきましては、引き続き協力連携事業を展開するとともに、一層のホール活性化に向け、まちの音楽家など住民との協働体制の確立に努めてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、スポーツ推進委員や体育連盟を中心に、住民が様々なスポーツに参加する機会を提供するとともに、各種大会を開催し、地域住民の体力・健康増進に努めてまいります。

シートスにつきましては、24年度から5年間、引き続き東京ドームが指定管理者として事業を行ってまいります。これまでの経験を生かし、町と連携を図りつつ、一層の住民の健康増進や生涯スポーツの振興の拠点としての機能が発揮できるよう、施設の運営や維持管理、シートス専用のバス運行など利便性向上に努めるよう指導してまいります。

人権尊重のまちづくりにつきましては、人権行政基本方針などに基つき、豊能町人権まちづくり協会など関係団体との連携により、人権に関する講演会や研修会を実施するとともに、人権擁護委員による相談及び大阪府総合相談交付金事業を活用した生活・人権・女性相談を実施いたします。また、昨年実施した男女共同参画社会に関するアンケート調査の結果及び人権問題審議会での議論も踏まえ、現行の男女共同参画

プランの見直しを行ってまいります。

第3項目、「豊かな自然景観・田園風景が生きるまちづくり」について。

ごみの減量化・再資源化につきましては、廃棄物減量等推進員の皆様をはじめ、住民や町内事業者の方々と連携を深め、ごみ減量・資源化街頭PRなどの啓発事業を積極的に実施するとともに、可燃ごみの収集量を減少させるため、様々な機会を活用してごみの水切りの大切さを啓発してまいります。

ダイオキシン類汚染物につきましては、豊能郡環境施設組合が国や大阪府と連携して安全・確実に、また、早期に無害化処理が出来るよう協力してまいります。

豊能郡美化センター施設解体後の跡地につきましては、有効活用や周辺環境の安全化対策などを組合と連携し検討してまいります。

電力供給が厳しく、広く節電が求められている中、各施設においては様々な対策を取り、より一層の節電に努めているところであります。CO₂削減や経費削減効果もありますので、今後も積極的に取り組んでまいります。

景観保全につきましては、増加している耕作されない農地の再生、維持保全活動などを農家以外の方々と農家と一緒に、豊かな田園風景を守るための活動を行ってまいります。

第4項目、「元気で暮らせる支え合いのまちづくり」について。

健康づくりの推進につきましては、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となる、がん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を行うことにより、健康保

持及び増進を図ってまいります。

安心して子どもを産み育てられるよう、引き続き公費助成を行い、妊婦健康診査の負担を軽減することにより、妊婦の健康管理の充実を図ってまいります。

感染症対策では、子宮頸がん予防ワクチンや「ヒブ（H i b）」予防ワクチン、小児用肺炎球菌予防ワクチンの接種費用の一部助成を実施してまいります。

平成24年度から平成26年度までの3年間を期間とする、「第5期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、引き続き高齢者が身近な地域で安心して生活し続けられるよう、高齢者の介護予防などを進めるとともに、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、保健福祉サービスや介護保険サービスを提供してまいります。

また、平成24年度から取り組む第3期豊能町障害者計画及び障害福祉計画により、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちを築くために、障害者自立支援法の規定に基づく地域自立支援協議会の設置、運営をはじめとする各種関連施策を推進してまいります

第5項目、「活力あるまちづくり」について。

食の安全安心に関心が高まる中、食の重要性を認識するため、都市と農村の交流事業として農作業体験事業を参加者主体で実施し、作物の栽培を通して農業がもつ多面的機能を実感する機会を設けてまいります。

新たな取り組みとしまして、増え続ける耕作されない農地の保全管理対策を高齢者の方々に協力をいただきたいと考えておりますので、知識・経験を積んでいただくための高齢者協働セミナーとして、高齢者版ふれあいファームを開講いたします。

地元で生産されたものを地元で消費する

という地産地消事業のさらなる推進のために、生産者と消費者が集える場の提供や、学校給食への地元食材の供給などに生産者と共に取り組んでまいります。

都市と農村の交流の拠点として整備しました高山コミュニティセンター（右近の郷）を活用し、地域住民とともに各種体験事業や交流事業を実施することにより、地域の活性化・農業振興及び町のPRにつなげてまいります。

イノシシ・シカなどによる農作物被害は、年々増加傾向にあることから、狩猟による個体数の調整を引き続き猟友会の協力のもと実施してまいります。さらに、農家が自衛のための捕獲を実施できるよう、狩猟免許の取得促進を図るため、狩猟免許試験講習会を引き続き実施してまいります。

森林の有する多面的機能を維持・増進させるため、補助事業を活用して、植林・下刈・除間伐等の造林事業や松くい虫による被害林の拡大防止事業を森林組合と連携して実施してまいります。

町の資源である自然・文化や特産品などを広く町内外にPRすることで、都市と農村の交流を促進し、多くの方が本町を訪れていただけるよう観光協会と共に取り組んでまいります。

町内事業者の経営相談事業などを行う商工会に対し、引き続き支援を行ってまいります。

第6項目、「安全・安心のまちづくり」について。

現在の消防庁舎は老朽化が進み、防災拠点の機能を十分に発揮できず、耐震性に欠けることから、新築移転工事を実施いたします。箕面市との消防連携の強化と地域住民の生命・身体・財産をあらゆる災害から守り、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

高齢者をねらう悪質商法被害や架空・不当請求などが後を絶たない状況で、その方法も複雑多様化していることから、最新の被害情報収集を行い、相談事業や出前講座などにより啓発活動の充実に努めてまいります。

住環境の整備につきましては、引き続き都市計画マスタープランの策定及び市街化調整区域の土地利用のあり方ガイドラインを策定してまいります。

住宅の耐震診断を実施する住民に対して、引き続き民間建築物耐震診断補助事業により費用の一部を補助し、地震に対する安全性の向上を図ってまいります。

道路整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、橋梁の改良事業を進めており、新年度から2カ年で光風台大橋の耐震補強を行ってまいります。また、道路補修については、優先度の高い個所から順次実施してまいります。

昨年7月より運行しています東西バス、デマンドタクシーにつきまして、新年度は地域公共交通会議において、社会実験運行の評価、公共交通の現状と課題の整理を実施し、町の実情に応じた交通計画の策定を行ってまいります。

路線バスにつきましては、路線の現状維持と、住民の利便性向上のため引き続き阪急バスに対し支援を行ってまいります。住民の皆様には積極的な利用をお願いするとともに、バス利用のPRに努めてまいります。

上水道事業につきましては、第一次拡張事業が完了したことにより、今後本町の水道事業が目指すべき将来像と、その実現のための方策などを含めた「豊能町水道ビジョン」を作成いたします。また、配水池・受水池の耐震診断を実施してまいります。

企業会計の財政運営は、施設整備に伴う

企業債の償還や、拡張事業の完了に伴い、固定資産の増加による減価償却費が増加し、益々厳しくなることから、より一層の経費削減や効率的な管理運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、「ときわ台中継ポンプ場長寿命化計画」に基づき、計画的に施設の更新を行うこととしており、新年度はときわ台中継ポンプ場の機器更新のための実施設計を行ってまいります。また、今後更なる経費の削減や効率的な維持管理に努めると共に、健全経営を図ってまいります。

以上、今議会に提出しております平成24年度当初予算案の概要の説明と町政の推進にあたり、私の所信を述べました。

町長就任以来、財政再建一直線で取り組み、職員給与などの人件費カットや事務事業の見直しを行った結果、経常収支を改善することが出来ました。しかし、依然として地方交付税などへの依存度が高く、不安定な財政状況であることには変わりありません。厳しい財政状況においては、一層「選択と集中」を進めることが必要となりますが、事業の取捨選択をする場面では、痛みが伴うことも覚悟しなければなりません。私が常々申し上げております、住民と行政との「協働のまちづくり」なくしては、町の活性化を図ることは難しく、地域の主体的な活動に対し行政が支援することにより、地域力が育つことになり、地域主体のまちづくりが実現すると考えております。

また職員には、経費節減に向け今まで以上にコスト意識をもって業務に取り組み、意識改革を図ることにより、何事にもスピード感をもって、住民の視点に立ったサービスの充実に努めるよう指導してまいります。

財政再建計画の実行や更なる事務事業の

見直しに対するご理解とご協力を得ながら必要な財源を捻出し、「人とみどりが輝くまち とよの」の実現に努力してまいりますので、議員各位、住民の皆様におかれましては、今後の町政の推進に、より一層のご理解とご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

日程第4「第1号議案 豊能町債権管理に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第1号議案、豊能町債権管理に関する条例制定の件について、提案説明をさせていただきます。

本条例は、町の持つ債権を適正に把握し、計画的な徴収に努め、適切な債権管理を行うための事務処理について、必要な事項を定めたものでございます。

第1条は、条例の趣旨を定めております。その趣旨は、債権管理の適正を期するため、その管理に関する事務処理について必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、債権の定義を行っております。この条例での町の債権とは、金銭の給付を目的とする町の権利を言います。

第3条は、他法令等との関係を定めております。事務処理について他法令等に別の定めがある場合にはそちらが優先的に適用されるという規定でございます。

第4条は、町長の責務を定めております。町長は法令等の定めにより町の債権を適正に管理しなければならないという規定でございます。

第5条は、台帳の整備を義務づける規定でございます。債権の適正な管理のために

各所属において台帳の整備を義務づけるものでございます。

第6条は、年間の徴収計画を策定する旨の規定でございます。計画的な債権回収のため、各所属において毎年度徴収計画の策定を行うべき旨を規定しております。

第7条は、債権の放棄です。この第7条に適用される債権は、消滅時効について時効の援用を要する債権で、いわゆる私的債権がこれに当たります。具体的には上水道使用料や奨学金等の司法上の契約関係により債権が発生するものでございます。また時効の援用とは、債務者が時効の完成したことを意思表示する行為で、例えば時効が到来した場合に、債務者がこの債権は時効が完成したので払わないという主張をする場合にこれが援用に当たります。これら債権についての次の4点について債権を放棄することといたしました。

まずその1は、消滅時効が完成した場合でございます。その2は、債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において相続財産の価額、配当などの強制執行のために要すると見込まれる費用と優先債権などの合計額が相続財産の価額を超える場合です。この場合、町への収入見込みはなくなります。

その3は、債務者が失踪あるいは行方不明等の場合でございます。

その4、破産法また会社更生法等により免責された場合でございます。

第8条は放棄した債権の議会への報告義務、前条により債権を放棄したときは、決算の際に議会に報告をしなければならないという規定でございます。

第9条は、規則への委任となっております。

以上が条例の概要でございます。

なお、施行期日は平成24年4月1日を

予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第5「第2号議案 豊能町水道事業に係る布設工事監督者の配置の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第2号議案、豊能町水道事業に係る布設工事監督者の配置の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準に関する条例制定の件につきまして、提案の理由を説明させていただきます。

本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、平成23年8月30日に公布されました。その中で水道法の一部が改正され、町の水道事業に係る布設工事監督者の配置の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準について、地方公共団体の条例で定めることとされましたので、今回、条例制定するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条で、この条例の趣旨を定めております。

第2条で、布設工事監督者を配置する工事の内容を定めており、特に重要な施設の新設、増設または大規模改造に係る工事について配置することとしております。

第3条で、布設工事監督者の資格要件を定めております。

第4条で、水道技術管理者の資格要件を定めております。

なお、附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜り御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第6「第3号議案 豊能町事務分掌条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

第3号議案、豊能町事務分掌条例等改正の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

本件は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正により、外国人住民が住民基本台帳の適用対象に加わることに伴う規定の整備を行うものでございます。

改正の内容につきまして、御説明をさせていただきます。

第1条、豊能町事務分掌条例につきましては、第2条第2項生活福祉部の分掌事務の第1号中から「、外国人登録」の部分を削るものです。

第2条、豊能町手数料条例は、別表1証明事務等に関するものの表中、6外国人登録事項に関する証明1通300円の項を削りまして、7の項以降を繰り上げるものでございます。

第3条、豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例については、第3条第1項中の「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録原票に登録されている乳幼児等」の部分を削るものです。

第4条、豊能町立留守家庭児童育成室条

例は、第2条第2項第1号中の「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）」の部分と「又は登録」の部分进行削るものでございます。

第5条、豊能町国民健康保険条例につきましても、第4条の2の条文をすべて削るものでございます。

第6条、豊能町奨学資金条例につきましても、第2条第1号中の「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）」の部分と「又は登録」の部分进行削るものです。

なお、附則といたしまして、この条例は平成24年7月9日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第7「第4号議案 豊能町印鑑条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

第4号議案、豊能町印鑑条例改正の件につきましても、提案理由の御説明をいたします。

本件は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正により、外国人住民が住民基本台帳の適用対象に加わることに伴う改正、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

主な改正内容につきましても、条例の新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

第2条の規定から、外国人登録法に関する記述を削るものでございます。

次に、第4条でございますが、登録印鑑の印影に外国人住民の通称も使えることとする、また外国人住民の本名を片仮名名表

記にした印影も可能とする規定であります。

第5条を飛ばしまして、第6条第1項であります。外国人住民の通称及び片仮名名表記についても、印鑑登録原票への登録事項とするものです。

飛ばしまして、第12条になりますが、印鑑の登録を抹消する場合として、通称または氏名の片仮名名表記を変更したとき及び外国人住民でなくなったときを加えるものです。

次に、第14条第2項であります。印鑑登録証明書の記載事項に片仮名名表記を加えるものでございます。

以上、述べました改正以外にも改正箇所がございますが、その他の規定整備として文言を整理したもので、制度改正に伴うものではありませんので、説明は省略をさせていただきます。

議案書に戻っていただきまして、最後のページに附則としまして、この条例は平成24年7月9日から施行するものでございます。

また、附則第2項、第3項には、経過措置として、外国人住民に係る旧条例の規定に基づく印鑑の登録及び登録の申請の取り扱いに関して規定しているものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第8「第5号議案 豊能町税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第5号議案、豊能町税条例改正の件について説明をさせていただきます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の

構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律により、地方税法及び関連政省令が改正されたことに伴い、今回、必要な規定の整備を行うものでございます。

今回の主な改正点は、個人住民税、町たばこ税に関するものでございます。

個人住民税では、これまで行われておりました退職所得の分離課税の所得割に係る特別控除の10%を廃止するものでございます。

次に、東日本大震災の関連ですが、この震災に係る雑損控除等の対象となる支出について、災害のやんだ日から1年を超え3年以内に支出する費用を追加するものでございます。

また、個人町民税の税率についても、その均等割額について、平成26年度から平成35年度分について、年5000円を引き上げるものでございます。

続いて、町たばこ税関連ですが、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う府と市町村の増減収を調整するため、府のたばこ税の一部が町たばこ税に移譲され、町たばこ税は1,000本につき4,618円から5,262円に引き上げられます。

なお、施行期日でございますが、退職所得の特別控除の10%の廃止は平成25年1月1日、たばこ税関連が平成25年4月1日で、それ以外は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第9「第6号議案 豊能町立認定こ

ども園条例改正の件」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

桑田教育次長。

○教育次長（桑田良彦君）

第6号議案、豊能町立認定こども園条例改正の件について、御説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

法令における認定こども園の定義規定の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

条例に関しましては、第1条第1項中「第6条第2項」を「第7条第1項」に改めるものでございます。

この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第10「第7号議案 豊能町介護保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

それでは、第7号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

このたびの改正は、平成24年度からの第5期介護保険事業計画期間に向けて介護保険料率を改定し、保険料率に関する第1号被保険者の区分の細分化を行うものでございます。

改正の内容であります。第7条につきましては、保険料率の期間を平成24年度

から平成26年度までに改めるとともに、第1段階者、第2段階者については2万3,572円を2万4,954円に、第3段階者については、3万5,358円を3万7,431円に、第4段階者は4万7,144円を4万9,907円に、第5段階者については5万4,215円を5万7,394円に、第6段階者は5万8,930円を6万2,384円に、第7段階者は7万7,166円を7万4,861円に、第8段階者については8万2,502円を8万7,338円に、それぞれ改めるものでございます。

なお、附則第1項の施行期日であります。が、平成24年4月1日から施行するものです。

第2項は、適用区分の規定であり、新条例第7条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用とするものでございます。

第3項は、保険料率第3段階の方のうち、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方について、新たに保険料負担を軽減する特例段階を設けて、平成24年度から平成26年度までの保険料率を3万4,935円とするものであります。

第4項は、保険料率第4段階の方のうち、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方についての保険料軽減特例段階であり、期間を平成24年度から平成26年度までとし、保険料率を4万4,917円とするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第11「第8号議案 豊能町営住宅管理条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

それでは、第8号議案、豊能町営住宅管理条例改正の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これが平成23年5月2日に公布され、同法による公営住宅法の一部改正及び関係政省令の一部改正が平成24年4月1日施行されることに伴い、町営住宅の入居者の資格に関し必要な規定の整備を行うため、豊能町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

議案書の23ページをお願いします。

豊能町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、現行の豊能町営住宅管理条例第5条の改正が主なもので、入居者の資格について規定したものです。が、条例が根拠として引用している公営住宅法施行令第6条で定められている入居者の資格が施行令から撤廃されることとなるため、現行条例第5条中の文言を修正するとともに、新たに規定を追加するものです。

議案書の23ページの下から5行目から25ページの中段までに、第5条第2項、第3項として、入居者の資格について定めるものでございます。

また、入居者の収入の金額についても、現行条例第5条第2号アでは、公営住宅法施行令に定める金額としておりますので、それぞれの場合の収入金額を条例に明記したもので、同様に同号イ及びウについても金額を明記する改正を行おうとするものでございます。

第6条の改正は、第5条の改正による文言整理でございます。

第7条の新たに1項を加える改正につきましては、第5条の第2項のただし書きに

規定するものに該当するかどうかの判断を行う場合に、面接や調査を行うことができる規定を追加するものでございます。

以下、第8条、第27条、第49条の改正は、第5条の改正に係る文言整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでございまして、既に入居している者の取り扱い並びに年齢要件についての経過措置を設けております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第12「第9号議案 豊能町下水道条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第9号議案、豊能町下水道条例改正の件について、提案理由の説明をさせていただきます。

本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準に関し、必要な規定の整備を行うものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

題名の次に目次を追加するもので、第1章から第5章と附則を加えるものでございます。

第3条の2、排水施設の構造の技術上の基準を定めるものでございます。この基準は、下水道法施行令等に規定してある基準と同様としております。

次に、第26条の2として、委任条項を

加えるものでございます。これに伴い、改正前の第30条の規則への委任条項を削るものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜り御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第13「第10号議案 豊能町火災予防条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西本消防長。

○消防長（西本好美君）

第10号議案、豊能町火災予防条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が新たに危険物に追加されたことに伴い、豊能町火災予防条例に規定されている技術基準について所要の規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、今回、政令改正によりまして新たに指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場所となるものについて、附則において経過措置を定めるものでございます。

主なものといたしまして、当該危険物を取り扱う配管の技術基準について除外規定を設けたほか、当該危険物を収納する容器の表示、危険物を貯蔵するタンクの技術、基準及び貯蔵取り扱いの届け出等についてそれぞれ経過措置を設けたものでございます。

なお、改正条例の施行期日は平成24年7月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御

決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第14「第11号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西本消防長。

○消防長（西本好美君）

第11号議案、豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、地域の実情に応じた消防団運営を図るため、消防団員の町内居住要件を緩和し、地域防災体制の維持・向上を図るものでございます。

改正内容でございますが、第3条は消防団員の任用規定ですが、近隣市町に転出した者のうち消防団活動に支障がないと団長が認めた者に限り在職できるように改めるものでございます。

第5条は団員の身分に関する規定ですが、消防団の活動に支障がないと団長が認めた区域を区域外の範囲から除くものであります。

第9条は、団員が10日以上居住地を離れる際に届け出をしなければならない旨の規定ですが、第3条において町内居住要件がなくなり居住者の区分が不要となるため、当該規定を削除するものであります。

附則といたしまして、改正条例の施行期日は平成24年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

この際、暫時休憩いたします。再開は午前10時55分といたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時57分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15「第12号議案 豊能町立公民館条例及び豊能町立図書館設置条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑田教育次長。

○教育次長（桑田良彦君）

第12号議案、豊能町立公民館条例及び豊能町立図書館設置条例改正の件につきまして、提案理由を御説明させていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法及び図書館法の一部改正により、公民館運営審議会委員及び図書館協議会委員の委嘱の基準が条例事項とされたことに伴う規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、豊能町立公民館条例の一部改正につきましては、第5条中「法第30条の規定に基づき」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」に改めるものでございます。

豊能町立図書館設置条例の一部改正につきましては、第4条第2項中の「もつて」を「もって」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に、次の1項を加えるものでございます。「2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。」でございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第16「第13号議案 豊能町立スポーツ広場条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑田教育次長。

○教育次長（桑田良彦君）

第13号議案、豊能町立スポーツ広場条例改正の件につきまして、提案理由を御説明させていただきます。

本件は、豊能町立スポーツ広場の用地について分筆により地番の変更が生じたため、これに伴う規定の整備を行うものでございます。

豊能町立スポーツ広場条例の一部を次のように改正する。

第1条中「希望ヶ丘2丁目38番地」を「希望ヶ丘2丁目38番地の1」に改めるものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第17「第14号議案 豊能町水道事業の設置等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第14号議案、豊能町水道事業の設置等に関する条例改正の件について、提案の理由を説明させていただきます。

本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公営企業法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第4条並びに第7条第3項につきましては、文言の整備を行うものでございます。

次に第8条を加えるもので、地方公営企業法の一部が改正されたことに伴い、資本剰余金につきまして、改正前は政令で定める場合を除くほかは処分できないと規定されておりましたが、改正後はこの条項が削除されたことから、第8条に資本剰余金の取り扱いを定めるものでございます。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜り御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第18「第15号議案 平成23年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

室木副町長。

○副町長（室木伸治君）

それでは、第15号議案、平成23年度豊能町一般会計補正予算（第5回）につきまして、その提案理由を説明いたします。

補正予算書の1ページですが、第1条は既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ7,856万5,000円を増額し、予算総額をそれぞれ60億2,592万8,000円とするものです。また補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりです。

第2条の繰越明許費は、5ページの「第2表 繰越明許費」に記載のとおりですが、まず住基法等改正対応システム改修事業は、外国人住民を住民基本台帳制度の適用対象に加えるシステム改修に変更が生じ、年度内に業務を完了することが困難となったため、繰り越しするものです。

固定資産税課税事務事業と都市計画管理事業の航空写真撮影及び都市計画図修正等業務は、天候不順により航空写真撮影が順延し、年度内に業務を完了することが困難となったため、繰り越しするものです。

豊能郡美化センター整理事業は、施設解体工事の工期が本年度末まで延長されたことにより、施設周辺地域安全化対策事業の年度内の実施が不可能となったため、繰り越しするものです。

道路管理事業は、道路台帳整備の手法決定に時間を要し、年度内に業務を完了することが困難となったため、繰り越しするものです。

最後に、スポーツ広場管理棟等建設事業は、実施設計の完了が2月末となり、年度内に建設工事の着手が困難となったため、繰り越しするものです。

第3条の債務負担行為の補正は、6ページの「第3表 債務負担行為（変更）」に記載のとおりですが、それぞれの6事業について事業費の確定に伴い限度額を減額変更するものです。

第4条の地方債の補正は、7ページの「第4表 地方債補正（変更）」に記載のとおりですが、地域活力基盤創造交付金事業、消防団消防車両更新事業について、事業費の確定に伴い限度額を減額変更するものです。

今回の補正予算は、事業費等の実績確定に伴う不用額の減額を主に行いますが、それら不用額の減額及び歳入の確定に伴う財源振替の部分を除き、最初に歳出から説明いたします。

15ページをお開きください。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の1. 人件費事業は、勸奨退職等の退職金、共済組合の負担率変更により、1億6,701万1,000円増額する

ものです。

16ページをお開きください。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の4. 障害者福祉事業は、障害者自立支援法改正に伴う自立支援システムの更新に係る費用です。

5. 国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業は、国民健康保険特別会計における人件費のうち、共済組合の負担率変更による費用です。

目2・老人福祉費の5. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業は、介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る費用です。

17ページの款4・衛生費、項1・保健衛生費、目7・上水道費の1. 上水道事業補助事業は、大阪広域水道企業団への繰出基準額などに係る費用です。

歳出の説明は以上です。

次に歳入についてですが、歳出の不用額の減額に伴う歳入の減額を除き、主なものを御説明申し上げます。

11ページの款13・使用料及び手数料、項1・使用料、目2・民生使用料は、留守家庭児童育成室の保育料を9月から改正したことによる使用料の増額です。

13ページの款15・府支出金、項2・府補助金、目1・総務費府補助金、節2・企画費府補助金は、3月末見込件数に基づく権限移譲交付金と、平成23年度交付分に係る権限移譲推進特別交付金です。

同じく目2・民生費府補助金は、歳出で説明しました障害者自立支援法改正に伴う自立支援システムの更新に係る府補助金です。

下段の項3・府委託金、目5・民生費府委託金の節1・社会福祉総務費府委託金は、生活のしづらさなどに関する調査に係る府委託金です。

14ページの款18・繰入金、項1・基

金繰入金、目1・財政調整基金繰入金は、今回の補正による財源調整として財政調整基金から7,638万8,000円を繰り入れるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第19「第16号議案 平成23年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

それでは、第16号議案、平成23年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）につきまして、提案理由の御説明をいたします。

1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万7,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,468万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、医療制度改革により70歳から74歳までの方の一部負担割合について、平成22年4月から2割になる予定でありましたが、今年度においてもまだ1割に凍結されております。その凍結措置がさらに1年間延長されたことから、高齢受給者証の更新に伴う経費を補正するものと、共済組合負担率変更に伴う人件費の増額分を補正するものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。6ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費21万7,000円の補正であります。共済組合負担率変更に伴う人件費の増額分と、高齢受給者証及びリーフレットの印刷などの経費でございます。

続きまして、5ページの歳入であります。款3・国庫支出金12万7,000円に

つきましては、高齢受給者証の更新に係る経費を、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として交付されるものであります。

次の款8・繰入金9万円は、共済組合負担金の増額分を一般会計から繰り入れをするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第20「第17号議案 平成23年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

第17号議案、平成23年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は平成24年度からの第5期介護保険事業計画実施に伴います介護保険制度改正に必要なシステム改修の費用について補正を行うものでございます。

お手元の補正予算書1ページをお開き願います。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ294万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,622万5,000円とするものであります。

それでは、歳出から御説明をいたします。6ページをお開き願います。

歳出につきましては、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の委託料につきまして、294万円の増額の補正を行うものでございます。

また、歳入につきましては、5ページで

歳出で御説明いたしましたシステム改修

費につきまして、款3・国庫支出金で国より介護保険システム改修事業国庫補助金として、費用の2分の1の額147万円の交付を受けるとともに、款7・繰入金で、一般会計から残りの2分の1、147万円を繰り入れ、増額補正を行うものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第21「第18号議案 平成24年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

室木副町長。

○副町長（室木伸治君）

それでは、第18号議案、平成24年度豊能町一般会計予算につきまして、その提案理由を説明いたします。

予算書の5ページでございますが、第1条は、歳入歳出予算の総額を、58億4,000万円と定めるものです。これは、前年度より1億2,000万円、2.1%の増です。

また、款項の区分及び金額は、6ページから11ページまでの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりです。

第2条は、継続費の設定です。

12ページの「第2表 継続費」に記載のとおりですが、まず款8・土木費の光風台大橋耐震補強事業は、総額を1億2,000万円とし、年割額を平成24年度3,600万円、平成25年度8,400万円と定めるものです。

款9・消防費の、消防庁舎新築移転工事業は、総額を3億3,383万1,000円とし、年割額を平成24年度1億15万円、平成25年度2億3,368万1,000円と定めるものです。

第3条は債務負担行為ですが、13ページの「第3表 債務負担行為」に記載のとおりですが、財務会計システム更新事業、OCR機器借上事業、在宅高齢者等外出支援事業、衛生センター施設維持管理業務委託、A0複写機借上事業については、それぞれの期間、限度額を設定するものです。

第4条は地方債です。14ページの「第4表 地方債」に記載のとおりですが、1. 道路改良事業、2. 臨時財政対策債について、それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法で発行するものです。

第5条は一時借入金ですが、最高額を5億円と定めるものです。

第6条は、歳出予算の流用ですが、各項の給料、職員手当及び共済費に係る予算に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることとするものです。

それでは、当初予算の概要について説明いたしますが、各項目の対前年度増減額、予算総額に対する費目の構成比率などは、別冊の平成24年度当初予算説明資料に記載しておりますので、同様に御参照願います。

まず、19ページの歳出でございますが、前年度と比較して款の予算額の増減が大きいものについて、主な要因を説明いたします。

款1・議会費は、1億3,375万2,000円計上しており、前年度より1,626万円の減です。地方議会議員年金制度の地方負担分、いわゆる議員年金の町負担分が前年度に比べ減額となったことが要因です。

款2・総務費は9億9,305万4,000円計上しており、前年度より1億1,293万7,000円の増です。退職手当、権限移譲事務負担金、旧吉川公民館改修事業、自治会館施設整備補助金などが主な要因です。

款3・民生費は15億7,929万2,000

0円計上しており、前年度より2,584万円の減です。障害者福祉事業の制度改正により扶助額が増額となりましたが、子ども手当の制度改正による減額が影響したものです。

款4・衛生費は8億7,564万8,000円計上しており、前年度より2,011万円の増です。保健センター・豊悠プラザ統合事業、上水道事業への補助金が主な要因です。

款6・農林水産業費は7,303万6,000円計上しており、前年度より1,972万6,000円の減です。牧地区の和尚池改修工事の減と、農村婦人の家管理事業の減によるものです。

款8・土木費は3億4,152万5,000円計上しており、前年度より4,191万7,000円の増です。継続費でも説明いたしましたが、光風台大橋の耐震補強事業が増となったものであります。

款9・消防費は4億5,484万3,000円計上しており、前年度より7,090万6,000円の増です。これも継続費で説明いたしましたが、消防庁舎新築移転工事業が増となったものであります。

款10・教育費は7億8,835万円計上しており、前年度より6,577万8,000円の減です。東能勢小学校の耐震化工事が完了したことによるものであります。

歳出の説明は以上です。

次に、17ページからの歳入についてですが、前年度と比較して款の予算額の増減が大きいものについて、主な要因を説明いたします。

款1・町税は20億7,429万9,000円計上しており、前年度より8,256万9,000円の減です。固定資産税の評価替えによる減と、人口減少と高齢化により、個人町民税が減少することが要因であります。

款2・地方譲与税から款8・自動車取得税交付金まで及び款11・交通安全対策特別交付金は、いずれも前年度並みで、特に大きな増減はございません。

款9・地方特例交付金は子どものための手当措置分が減額となったため、3,221万3,000円の減となっております。

款10・地方交付税は18億4,400万円計上しており、前年度より2億2,000万円の増です。普通交付税が本年度並みに措置されることによる増と、特別交付税で1億円の増額を見込んでおります。

款12・分担金及び負担金は9,500万9,000円計上しており、前年度より1,990万4,000円の増です。主に箕面市からの消防庁舎新築移転工事負担金が増となるものです。

款13・使用料及び手数料は8,354万6,000円計上しており、前年度より219万7,000円の増です。主に粗大ごみ処理手数料、留守家庭児童育成室使用料の増が増額の要因です。

款14・国庫支出金は3億1,744万4,000円計上しており、前年度より6,545万3,000円の減です。主に子ども手当負担金の減、東能勢小学校耐震化工事完了に伴う補助金の減が要因です。

款15・府支出金は2億8,639万1,000円計上しており、前年度より701万1,000円の減です。主に大阪府知事選挙費委託金の減が要因であります。

18ページの款18・繰入金は2億6,620万3,000円計上しており、前年度より1億3,619万1,000円の増です。公共施設整備基金、退職手当基金、吉川財産区からの繰り入れが主な要因です。

最後に、款21・町債は4億2,920万円計上しており、前年度より5,400万円の減です。14ページの第4表の説明のと

おりですが、減少する主な要因は、臨時財政対策債の減少に加えまして、東能勢小学校耐震化工事が完了したことによるものであります。

説明は以上であります。

○議長（福岡邦彬君）

日程第22「第19号議案 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

それでは、第19号議案、平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算につきまして、提案理由の御説明をいたします。

予算書の159ページをお開き願います。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億5,196万4,000円と定めるものであります。

前年度当初予算と比較いたしまして、2億1,692万4,000円の増、率にしまして8.2%増の予算とするものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものであります。

予算の編成につきましては、予算説明資料37ページに記載の被保険者数、世帯数、1人当たりの医療費の見込みにより作成しております。

それでは内容につきまして、まず歳出から、主なものにつきまして御説明をいたします。

176ページをお開き願います。

款1・総務費の項1・総務管理費は3,041万9,000円計上しております。これは人件費と事務費、大阪府連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金であります。

177ページに記載の款1・総務費の項2・徴税費81万円でございますが、保険税の賦課徴収事務に係る経費であります。

178ページから179ページにかけての款2・保険給付費、項1・療養諸費であります。16億9,719万円で、対前年度比9.1%増であり、平成22年度及び23年度の医療費を勘案し予算計上しております。

次の款2・保険給付費、項2・高額療養費2億2,573万2,000円は、対前年度比10.9%増でありまして、この予算につきましても平成22年度及び23年度の医療費を勘案し予算計上しております。

182ページをごらんください。

款3・後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度に係る支援金3億1,952万8,000円を計上しております。

184ページをお開き願います。

款6・介護納付金1億2,925万9,000円でございますが、これは介護保険に係る負担分として第2号被保険者の保険税と国庫負担金とを合わせまして、社会保険診療報酬支払基金に対し拠出する経費でございます。

次の款7・共同事業拠出金2億6,647万1,000円でございますが、大阪府内のすべての市町村が拠出して構成する財源により費用負担を調整する再保険事業の拠出金であります。

185ページの款8・保健事業費、項1・特定健康診査等事業費でございますが、2,046万2,000円計上しております。これは医療保険者に義務づけられました生活

習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る費用でございます。

189ページをお開き願います。款11・諸支出金、項2・繰出金280万円ですが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別調整交付金として国より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の主なものを御説明いたします。

戻っていただきまして、169ページをお開き願います。

款1・国民健康保険税であります。対前年度比13.3%増の6億4,963万6,000円を計上しております。世帯数と被保険者数の増によるものです。1人当たりの保険税調定額は、予算説明資料37ページに記載のとおり、全体分で9万4,604円となっておりますが、保険税率、賦課限度額とも平成23年度と同様であります。

170ページの款3・国庫支出金、項1・国庫負担金3億7,574万4,000円ですが、目1・療養給付費等負担金につきましては、保険給付費、老人保健拠出金、後期高齢者支援金並びに介護納付金に対する定率負担分であります。

また、目2・高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1に当たる負担金であります。

次の項2・国庫補助金、目1・財政調整交付金7,478万2,000円ですが、1. 普通調整交付金は主に財政負担能力を考慮して配分されるものであり、市町村間の財政力の不均衡を調整するため交付されるものでございます。

また、2. 特別調整交付金は、市町村の特殊事情がある場合に考慮して交付されるものでございます。

次に、171ページの款4・療養給付費等交付金1億9,437万1,000円ですが、退職被保険者に係る給付費に対しての交付金であります。

次の款5・前期高齢者交付金9億4,896万6,000円ですが、前期高齢者の加入率及び給付額に対しての交付金でございます。

172ページをお開き願います。

款6・府支出金、項2・府補助金、目2・都道府県財政調整交付金1億3,764万8,000円ですが、保険給付費等に対しての交付金であります。

次の款7・共同事業交付金、目2・保険財政共同安定化事業交付金2億2,045万6,000円ですが、都道府県単位で実施します保険財政共同安定化事業拠出金に対しての交付金であります。

次の款8・繰入金、項1・他会計繰入金、目1・一般会計繰入金1億930万5,000円ですが、保険基盤安定繰入金や交付税に算入されている分等を一般会計から繰り入れするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第23「第20号議案 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

第20号議案、平成24年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算につきまして、提案理由の御説明をいたします。

予算書の199ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,404万4,000円と定めるものであります。前年度

当初予算と比較いたしまして92万4,000円の増額予算とするものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めるものでございます。

それでは内容につきまして、まず歳出から、その主なものにつきまして御説明をいたします。

210ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費であります。6,398万3,000円を計上しております。この経費は主に職員人件費及び診療所の管理運営に要する経費でございます。

次に212ページの款2・医業費4,239万5,000円は、診療に要する各種検査や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科、歯科用コンピュータのシステムソフトウェア等の経費を計上しております。

213ページの款3・公債費であります。749万7,000円計上しております。これは、診療所建設起債に対します償還金でございます。

歳出は以上であります。

次に、歳入の御説明をいたします。

戻っていただきまして、206ページから207ページをごらん願います。

款1・診療収入の項2・外来収入の予算でございます。7,803万5,000円、また項3・その他の診療報酬として諸検査等収入1,000万円を計上しております。

次の208ページの款5・繰入金であります。一般会計から2,233万6,000

円、そしてへき地診療所施設の運営補助といたしまして280万円を、国民健康保険特別会計から、それぞれ繰り入れをするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第24「第21号議案 平成24年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

それでは、第21号議案、平成24年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明をいたします。

お手元の予算書225ページをお開き願います。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,024万6,000円と定めるものであります。前年度当初予算と比較いたしまして4,401万3,000円の増額、率にしまして15.4%増の予算でございます。

それでは、内容につきまして、まず歳出から、主なものにつきまして御説明をいたします。

234ページをお開き願います。

款1・総務費は電算機器の保守管理委託と保険料徴収の事務経費が主でございます。

次に、235ページの款2・後期高齢者医療広域連合納付金、3億2,693万6,000円は、保険料徴収分等を広域連合に納付する負担金であります。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

戻っていただき、232ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収の合計2億8,655万8,000円の保険料を見込んでおります。1人当たり平均の保険料額は10万8,492円となっております。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金は、事務費分として255万8,000円、政令軽減分である保険基盤安定繰入金を3,988万8,000円を計上しております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第25「第22号議案 平成24年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

第22号議案、平成24年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の予算書239ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億5,489万3,000円と定めるものであります。

第2条としまして、地方自治法第214条の規定による債務負担行為の事項を定めるものであります。

第3条は地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

また、第4条は歳出予算の流用について、給料、職員手当、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用ができることを定めたものでございます。

内容につきまして、歳出から、その主な

ものにつきまして御説明をいたします。

255ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1の一般管理費でございますが、3,222万9,000円でございます。この経費の主なもの、職員人件費と介護保険システム使用料等に係る経費でございます。

257ページをお開き願います。

項3・介護認定審査会費、目1・認定調査等費1,066万6,000円は、主治医意見書作成の手数料や、業務委託料の要介護認定調査委託料等の経費でございます。

次の、目2・介護認定審査会共同設置負担金1,159万7,000円ではありますが、これにつきましては池田市、能勢町、豊能町の1市2町によります認定審査会の負担金でございます。

258ページをお願いいたします。

項5・計画作成等委員会費66万1,000円につきましては、介護保険運営委員会などに要します経費でございます。

259ページから264ページにかけての款2・保険給付費であります。平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画での推定値に基づきまして、平成24年度分の予算額14億3,302万8,000円を計上しております。

次に、265ページの款4・地域支援事業費、項1・介護予防事業費の1,592万3,000円及び266ページの項2・包括的支援事業等費4,045万5,000円ではありますが、予防と自立支援に重点を置いた地域支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費であります。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

249ページをお開き願います。

款1・保険料、項1・介護保険料の目1・第1号被保険者保険料でございますが、

国のワークシートに基づきまして、平成24年度から26年度までの3年間の介護保険サービス見込み額の平均で算出しており、65歳以上の第1号被保険者数を対象に算出した額に、滞納分を含めまして3億6,377万円を計上いたしております。

次に、款3・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費国庫負担金ですが、現年度分につきましては国の負担分といたしまして介護給付費の20%に相当する額、2億8,660万3,000円を計上しております。

250ページをお開き願います。

項2・国庫補助金、目1・調整交付金、現年度分調整交付金であります。1,000円だけの科目設定のみとしております。調整交付金は市町村ごとの介護保険に対する調整を行うための補助制度であり、基本的には給付費の5%相当分を交付されるものであります。第5期計画の中の本町の交付率はゼロ%となっているためでございます。

次の目2・介護予防事業費交付金、現年度分357万9,000円は、地域支援事業費の介護予防事業費の25%に相当する額、次の目3・包括的支援事業等費交付金、現年度分1,131万1,000円は、地域支援事業費の包括的支援事業等費の39.5%に相当する額を計上しております。

次の款4・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金、現年度分4億1,557万9,000円は、第2号被保険者の負担分として介護給付費の29%に相当する額を計上いたしております。

また、目2・地域支援事業支援交付金、現年度分415万2,000円につきましては、地域支援事業費の介護予防事業費として、第2号被保険者の負担分29%に相当する額を計上しております。

251ページの款5・府支出金、項1・府負担金、目1・介護給付費府負担金、現年度分につきましては、大阪府の負担分であり、介護給付費の12.5%に相当する額を1億7,912万8,000円計上しております。

また、次の項3・財政安定化基金支出金930万円は、第5期の介護保険料増加の抑制を図るために大阪府に設置されている財政安定化基金より取り崩し交付されるものであります。

次に252ページをお開き願います。

款7・繰入金、項1・一般会計繰入金の目1・介護給付費繰入金、現年度分でございますが、町の負担分といたしまして、介護給付費の12.5%の1億7,912万8,000円を計上いたしております。

目4・その他一般会計繰入金は、人件費や事務費分として交付税に算入されている分と合わせまして、5,650万2,000円を計上しております。

次に、253ページでございます。

項2・基金繰入金、目1・介護給付費準備基金繰入金につきましては、第4期の余剰分などを積み立てた介護給付費準備基金から1,750万円を繰り入れするものであります。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第26「第23号議案 平成24年度豊能町下水道事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第23号議案、平成24年度豊能町下水道事業特別会計予算の件について

て御説明申し上げます。

お手元の予算書の281ページをお開きください。

第1条、平成24年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,162万1,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、282ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条、債務負担行為については、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為は284ページの「第2表 債務負担行為」のとおりであり、ときわ台中継ポンプ場維持管理業務で、期間を平成24年度から平成28年度とし、限度額を4,186万8,000円と定めるものでございます。

第3条、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債は284ページの「第3表 地方債」のとおりであり、起債の目的を下水道債、限度額を8,630万円と定めるものでございます。

第4条、一時借入金については、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用については、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用するということでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。287ページをお開き願います。

歳出より御説明申し上げます。

款1・下水道費は、2億4,584万7,000円でございます。これは人件費、工事請負費、負担金などの経費で、前年度に比べ1,877万8,000円、7.1%の減でございます。

減の要因といたしまして、工事請負費、原材料費、負担金補助及び交付金、償還金利子及び割引料などでございます。

主な費用としまして、下水道総務費の人件費事業18万3,000円、下水道運営事業2,524万9,000円、下水道維持管理費の人件費事業2,010万8,000円、下水道施設管理事業1億3,073万9,000円、下水道整備費の人件費事業943万9,000円、公共下水道建設事業6,012万6,000円、水洗便所普及費の水洗便所普及事業で3,000円でございます。

款2・公債費は1億9,527万4,000円で、これは、元金や利子などに係る経費でございます。前年度に比べ107万7,000円の減でございます。

内訳としまして、元金、利子及び一時借入金利子でございます。

款3・予備費は50万円を計上しております。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

款1・分担金及び負担金は2,000円でございます。これは下水道事業費負担金で、前年度に比べ26万5,000円の減でございます。

款2・使用料及び手数料は2億2,451万3,000円で、前年度に比べ1,256万8,000円の減でございます。減の要因といたしまして、下水道使用料によるものでございます。

内訳としまして、下水道使用料で2億2,437万9,000円、下水道手数料で13万4,000円でございます。

款3・国庫支出金は480万円で、これはときわ台中継ポンプ場長寿命化事業の国庫補助金でございます。

款4・財産収入は利子及び配当金で50万1,000円でございます。これは下水道建設基金等の運用収入でございます。

款5・繰入金は一般会計繰入金で9,981万2,000円、下水道建設基金繰入金で2,137万7,000円でございます。

款6・繰越金は431万1,000円でございます。

款7・諸収入は預金利子で1,000円、雑入で4,000円でございます。

款8・町債は、下水道債で8,630万円で、前年度に比べ2,915万円の増でございます。これは資本費平準化債の借り入れによるものでございます。

内訳としまして、流域下水道債2,880万円、特定環境保全公共下水道債470万円、下水道事業債1,280万円、資本費平準化債4,000万円でございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第27「第24号議案 平成24年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

第24号議案、平成24年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件について御説明申し上げます。

お手元の予算書の305ページをお開きください。

第1条の平成24年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,528万1,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、306ページの「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書で御説明を申し上げます。311ページをお開き願います。

歳出より御説明申し上げます。

款1・下水道費は、1,009万6,000円であります。これは人件費事業や生活排水処理施設の管理や整備事業の経費でございます。主なものは業務委託料や工事請負費でございます。

款2・公債費は513万5,000円で、これは施設整備に借り入れた下水道債の償還金でございます。

款3・予備費は5万円でございます。

続きまして、歳入予算の御説明を申し上げます。

款1・分担金及び負担金は、37万2,000円でございます。これは下水道の分担金であります。

款2・使用料及び手数料は、下水道使用料で191万2,000円でございます。前年度に比べ3万1,000円の減でございます。

款3・繰入金は、一般会計繰入金で1,299万5,000円でございます。

款4・繰越金は1,000円でございます。

款5・諸収入は預金利子で1,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第28「第25号議案 平成24年度豊能町水道事業会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第25号議案、平成24年度豊能町水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

まず第1条で、平成24年度豊能町水道事業会計の予算については、次のとおり定めるものでございます。

第2条で、業務の予定量は、給水戸数8,058戸、年間総給水量227万3,000立方メートル、1日平均給水量6,227立方メートルを予定し、主な建設改良事業は改良事業とするものでございます。

次に、第3条で定めるところの収益的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の水道事業収益は、5億3,265万3,000円で、対前年度比0.7%の減であります。その内訳は、第1項の営業収益で4億7,692万8,000円、第2項の営業外収益で5,572万4,000円、第3項の特別利益で1,000円でございます。

次に、支出で、第1款の水道事業費用は6億4,680万6,000円で、対前年度比4.8%の減であります。その内訳は、第1項の営業費用で5億7,378万2,000円、第2項の営業外費用で6,995万5,000円、第3項の特別損失で206万9,000円、第4項の予備費で100万円でございます。

これにより、平成24年度の単年度収支見込みは1億1,415万3,000円の赤字が見込まれるところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第4条で定めるところの資本的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の資本的収入は9,771万7,000円でございます。その内訳は、第1項の他会計繰入金で5,461万7,

000円でございます。第2項の企業債で4,310万円でございます。

次に支出で、第1款の資本的支出は2億1,738万9,000円であります。その内訳は、第1項の建設改良費で6,851万円、第2項の企業債償還金で1億4,887万9,000円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,967万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,671万5,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額295万7,000円で補填するものでございます。

次に第5条で定めるところの企業債でございます。起債の目的を水道事業債、限度額を4,310万円と定めるものでございます。

次に第6条で定めるところの予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用と定めるものでございます。

次に第7条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費8,602万6,000円と交際費1万円とするものでございます。

次に第8条で、他会計からの繰入金は、企業債元利償還金のため、一般会計から8,152万1,000円の繰り入れを受けるものでございます。

次に、第9条で、たな卸資産の購入限度額は176万3,000円と定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜りまして御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第29「議会活性化特別委員会の報告について」を議題といたします。

本件に対する議会活性化特別委員会の報

告を求めます。

議会活性化特別委員会、竹谷勝委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（竹谷 勝君）

議会活性化特別委員会の委員長の竹谷です。

当特別委員会は、昨年11月28日開催の第6回臨時会において設置をされました。これまで3回の特別委員会を開催し、付託されました議員報酬について、特別委員会として決まりましたので、御報告をさせていただきます。

それでは、お手元の資料を参照してください。

平成24年3月5日。

豊能町議会議長福岡邦彬様。

豊能町議会議会活性化特別委員会委員長
竹谷勝。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1. 調査事件 議員報酬について。

2. 調査の経過 議会活性化検討委員会の報告を受け、議員報酬について、府内各町村の議員報酬や厳しい財政状況及び職員の給与削減等を踏まえ、多様な意見交換が行われ協議を重ねました。

3. 調査結果 平成24年4月1日から任期満了まで議員報酬を5%引き下げることと決定をいたしました。

以上、議会活性化特別委員会の御報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（福岡邦彬君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。
次回は、3月6日午前9時30分より会議を開きます。

どうも本日は長時間御苦勞様でした。

散会 午後0時03分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

町長の施政方針について

- 第 1 号議案 豊能町債権管理に関する条例制定の件
- 第 2 号議案 豊能町水道事業に係る布設工事監督者の配置の基準並びに
布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準に関する
条例制定の件
- 第 3 号議案 豊能町事務分掌条例等改正の件
- 第 4 号議案 豊能町印鑑条例改正の件
- 第 5 号議案 豊能町税条例改正の件
- 第 6 号議案 豊能町立認定こども園条例改正の件
- 第 7 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 8 号議案 豊能町営住宅管理条例改正の件
- 第 9 号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 第 10 号議案 豊能町火災予防条例改正の件
- 第 11 号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
改正の件
- 第 12 号議案 豊能町立公民館条例及び豊能町立図書館設置条例改正の件
- 第 13 号議案 豊能町立スポーツ広場条例改正の件
- 第 14 号議案 豊能町水道事業の設置等に関する条例改正の件
- 第 15 号議案 平成 23 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 16 号議案 平成 23 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予
算の件
- 第 17 号議案 平成 23 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の
件
- 第 18 号議案 平成 24 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 19 号議案 平成 24 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の
件
- 第 20 号議案 平成 24 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定
予算の件

- 第 2 1 号議案 平成 2 4 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
第 2 2 号議案 平成 2 4 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
第 2 3 号議案 平成 2 4 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
第 2 4 号議案 平成 2 4 年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件
第 2 5 号議案 平成 2 4 年度豊能町水道事業会計予算の件
議会活性化特別委員会の報告について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 12番

同 13番